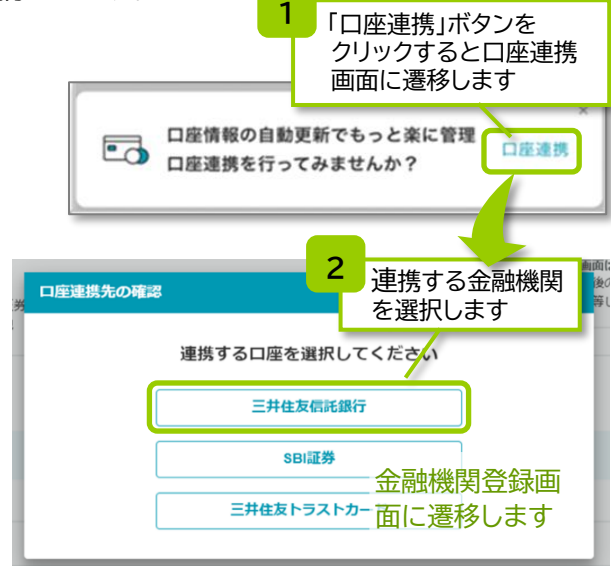


1. 当初信託財産の登録の前に！

(1)MF-API 連携

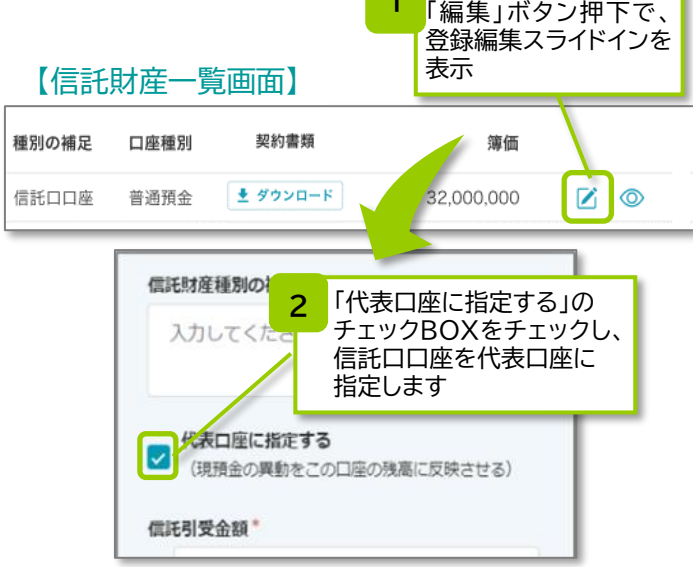
まず始めに、マネーフォワードAPIの口座連携を行います。**トップ画面**に表示される下図のリマインドから口座連携できます。



※ひと月に1回はシステムを起動し口座連携を更新して下さい。

(2)信託口口座は「代表口座」を指定

信託財産一覧画面で、信託口口座に「代表口座」の指定を行うことで、MF-APIで自動登録された現預金の異動(手入力の異動も)を全て信託口口座(代表口座)の簿価に反映できます。



2. 仕訳の年度確定 財産状況報告書(参考資料)等作成の前に！

年初の「財産状況報告書(参考資料)」「計算書転用データ(参考資料)」の作成にあたり、まず、前年度の取引を全て登録し年度を確定する「年度確定」を行います。前年度の信託財産を基準として当該年度の貸借対照表(BS)・損益計算書(PL)情報を登録/集計(必要に応じて期末に修正)したうえで、下表記載の処理を行うと、年度確定します。

財産状況報告書参照画面	・信託受託者が対象年度のデータ集計後、「計算書を確定させる」ボタンを押下
計算書集計画面	・信託受託者が対象年度のデータ集計後、「報告書を確定させる」ボタンを押下
入出金一覧画面	・前年度が確定していない状態で今年度の仕訳を登録 ・確定済の年度に対して新しい仕訳を登録・確定済の年度の仕訳を編集
信託財産一覧画面	・確定済の年度について新しい仕訳を自動登録(再確定のダイアログ)

3. 操作マニュアル・お問い合わせ先

①操作マニュアル:民事信託サポートシステム(ユーザーアイコン)

グローバルヘッダー右端のユーザーアイコン 押下で「操作マニュアル」のリンクからアクセスします。

②お問い合わせによる照会(「信託の蔵人(クラウド)」サポート窓口)(ユーザーアイコン)

「操作マニュアル」で解決できない場合はユーザーアイコン 押下で「お問い合わせ」のリンクからアクセスします。

【注意事項】

- 民事信託サポートシステム「信託の蔵人(クラウド)」(以下「本システム」といいます)の利用にあたっては、三井住友信託銀行で信託口口座の開設と、三井住友信託ダイレクトのお申込みが完了し、利用可能である必要があります。また、株式会社マネーフォワード(以下「MF社」といいます)の提供するアプリケーションサービス「マネーフォワード API」(以下「MF-API」といいます)をご利用いただきます。MF-API により取得する各金融機関の提供するデータは、その特性上、取得時点のデータであって、同残高が確定残高ではないことにご留意ください。
- 委託者・受益者・信託監督人等の信託関係者、その他ユーザーが指定した方を閲覧できるよう登録することができます。閲覧者のアカウント登録・削除はユーザーご自身で行ってください。当社は閲覧者のアカウントを管理いたしません。また委託者・受益者・信託監督人等の信託関係者等から当社宛にアカウント発行のお申し出を頂いても当社はアカウントを発行いたしません。
- ユーザーご本人、その他信託関係人等に関する病歴等の機微情報およびマイナンバーについてはプライバシー保護・情報管理の観点から本システムに入力しないでください。万が一情報流出した場合も当社は損害賠償責任を負いません。
- 本システムで知り得たお客さまの個人情報につきましては、当社はユーザーに適した商品をお勧めする目的で本システムの情報を利用することがあります。それ以外の目的には使用いたしません。また、ユーザーの同意がある場合を除き、第三者へ提供いたしません。三井住友信託銀行はお客さまの個人情報の適正な管理に努めます。尚、ユーザーからの問い合わせ対応等が必要な場合、マネーフォワードエックス株式会社に対し、本システムの利用および本システムによるサービスの提供に関して当社が取得したユーザーおよび信託関係人等の個人情報を、当社が必要と認める範囲で提供いたします。
- 当社はユーザーの指示に従って以下の情報のうちMF社において個人を識別していない情報を MF-API 等から取得したうえで、当社で保有する個人情報と照合・紐づけ、「信託の蔵人(クラウド)」利用規約」に定める利用目的の範囲内で主に同規約の第3条第3項の各サービスを提供するために利用いたします。利用者の普通預金、定期預金、クレジットカード、電子マネー、株式、投資信託、ポイントその他の残高・取引等の情報
- 利用申込書をご提出後、当社よりアカウント発行メールをお申し出頂いたアドレスへ送付いたしますので、本システムでユーザー登録を行ってください。
- 当社に対して、信託受託者交代の申し出が当社所定の手続きにより行われた場合、ユーザーは、本システムの利用においても、利用規約に則り、かつ、当社所定の方法により、ユーザーの交代およびアカウントの利用の承継を行ってください。旧信託受託者の協力が得られない等の場合も含め、当社が必要と判断した場合は、本システムの新信託受託者へのユーザー登録の変更手続きを行います。
- ユーザーは、本システムの利用中止を希望する場合、お取引店にお申し出ください。当社にて終了登録のうえ、所定の期間を置いて解約日を指定いたします。解約日経過後は本システムで新規の異動等を入力できないこととなります。信託終了の届出があった場合も同様に終了登録いたします。但し、システム内に登録した信託財産状況報告書や信託の計算書の閲覧・出力等の事務を行うことは当社所定の期間内は可能です。



三井住友信託銀行

民事信託サポートシステム「信託の蔵人(クラウド)」スタートアップガイド

【ご注意ください】未作成・未提出・虚偽報告には**罰則**がある重要な義務です

信託受託者さまが義務を負っている主な信託事務

信託帳簿の作成



信託財産に関する帳簿(信託帳簿)の作成
(信託法第37条第1項)

受益者への報告



財産状況開示資料(信託財産状況報告書)の作成と報告
(信託法第37条第2項・3項)

税務署への報告



信託の計算書の提出
(所得税法第227条、収益の合計が3万円以下の場合等は提出不要)

※この他、信託受益権の移転や信託終了で信託財産が移転した場合は「信託の調書」(相続税法第59条第3項)のご提出が必要です。

三井住友信託銀行が解決策をご提案します

ご利用は**無料**

三井住友信託銀行で信託口口座を保有するお客さま限定



民事信託サポートシステム「信託の蔵人(クラウド)」

信託口口座の異動を蓄積して信託帳簿(参考資料※)等が作れます！

財産状況報告書(参考資料)					
2001年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)					
貸借対照表 (2022年12月31日時点)					
負債の部			負債の部		
大項目	科目	金額	大項目	科目	金額
現金当座	現金	1,234,567	負債	借入金	1,234,567
有価証券	株式	1,234,567		その他負債	1,234,567
不動産	土地	1,234,567			
	建物	1,234,567	元金の部		
その他		1,234,567	大項目	科目	金額
			信託元金	信託元金	1,234,567
損益計算書 (2022年1月1日 - 2022年12月31日)					
費用			収益		
大項目	科目	金額	大項目	科目	金額
経費	支払利息	1,234,567	費用	受取利息	1,234,567
有価証券	有価証券売却損	1,234,567	有価証券	有価証券配当金	1,234,567
不動産	賃貸不動産運営費用	1,234,567	不動産	不動産賃貸収入	1,234,567
	不動産売却費用	1,234,567		敷金・保証金償還収入	1,234,567
	不動産売却損	1,234,567		不動産売却益	1,234,567
その他	信託報酬	1,234,567	その他	その他収入	1,234,567

計算書への転記データ(参考資料)					
信託の計算書 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)					
受益者別計算書作成に必要な情報					
信託関係人					
■受益者 1					
信託財産に帰せられる収益及び費用の受益者等	住所(居所)または所在地氏名または名称	東京都x区品川区xx-9-999	山田x男		
元来たる信託財産の受益者等	住所(居所)または所在地氏名または名称	東京都x区品川区xx-9-999	山田x男		
受益者に交付した利益の内容	利益分配割合	50%			
■受益者 2					
信託財産に帰せられる収益及び費用の受益者等	住所(居所)または所在地氏名または名称	東京都x区品川区xx-9-999	山田x男		
元来たる信託財産の受益者等	住所(居所)または所在地氏名または名称	東京都x区品川区xx-9-999	山田x男		
受益者に交付した利益の内容	利益分配割合	50%			

※本システムで出力できる書面は参考資料であり、法定書面ではないため、そのままご提出いただくことはできません。また参考資料の相違・システム障害等により発生した損害について当社は損害賠償責任を負いません。
信託財産状況報告書や信託の計算書の作成他、信託事務の詳細に関しては、民事信託契約を組成した弁護士・司法書士等の専門家にお伺いください。

画面・仕様は変更になる場合があります

詳しくは下記 URL で「信託の蔵人(クラウド)」WEBサイト、をご覧ください
 URL: <https://www.smtb.jp/personal/entrustment/civil/trust-cloud>
 または、当社ホームページで検索ワード「TRCL」を入力し検索して下さい

STEP 1 まずは届いたログイン ID でパスワードを設定しましょう！

店頭でのお申し込み▶アカウント仮登録完了メールが届きます



アカウント仮登録完了メール

以下の認証情報を民事信託サポートシステムの画面に入力のうえ、パスワードを設定してください。

■ログイン ID

example#test.com

■仮パスワード

#####

■民事信託サポートシステムへのログイン

<https://www.trust-cloud.jp/management/login>

お申込み後、アカウント仮登録完了メールでログインIDと仮パスワードが届きます

【重要】

システムで発行するログイン ID が書かれていますので、メール又はログイン ID を適宜お手元に保存してください

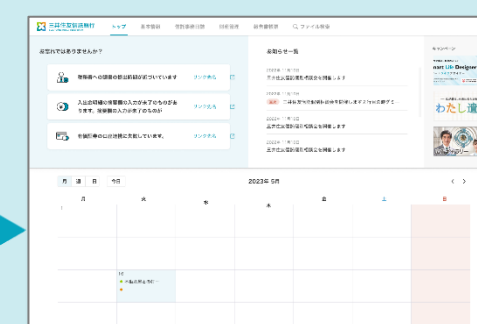
パスワードを設定

メール記載のログイン ID と仮パスワードを入力して、利用するパスワードを設定します

新しい端末を登録

ログイン認証用のご案内メールに書かれたパスコードの入力でご利用のパソコンの端末登録を行います
 ※ログイン認証は端末毎に行います

トップ画面へ！



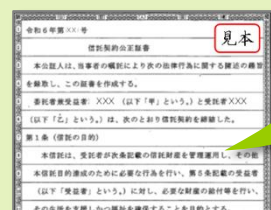
ログイン ID と設定したパスワードを入力してトップ画面を表示します

STEP 2 初めに、信託契約書記載の情報を登録しましょう！

初めに、信託契約書の情報を登録しましょう

「基本情報＜契約書情報画面＞で信託契約書に記載された基本情報を登録します。

- ・信託契約書の締結日
- ・信託関係人・士業その他※
- ・信託契約書の画像データも保存・管理



当初(追加)信託財産の登録

当初・追加信託財産一覧画面で信託開始時に信託された財産を手入力で登録します。

当初・追加信託財産の新規登録は「追加登録」を押下して仕訳登録用スライドインを表示し、入力します。

- ・信託会計では一般に簿価基準が採用され不動産・有価証券等は簿価で登録します。
- ・後日、追加信託された場合は、この画面で追加信託財産を登録します。

信託の途中からなら、もうひと手間

システムの利用開始が信託の初めての年度でない場合、過去の購入・売却等を登録し前年度末の残高に合わせておく必要があります。

※現預金については異動が多いため、個別の入力を省略し右図の手順で前年度末の残高に手修正することもできますが、仕訳の合計値と異なるため「！」が表示され続けます。

STEP 3 早速、API 連携された入出金情報を仕訳してみましょう！

連携された入出金情報を仕訳

MF-API 連携・代表口座登録後(次ページで紹介)、「財産管理＜入出金一覧画面＞で入出金情報を仕訳します

対象データを特定し、「編集」ボタン押下で、仕訳登録用スライドインを表示し、入力します。

入出金一覧画面で MF-API連携された入出金情報から対象のデータを選択し、仕訳を登録(売買・収入・支出)し、次に財産の価格等を登録します。

【収支の例】出金⇒各種費用支払・受益者へ支払等、入金⇒家賃収入等

【売買の例】出金⇒信託財産購入(財産登録)、入金⇒信託財産売却(財産削除)

購入した信託財産の登録

「財産管理＜信託財産一覧画面＞で信託財産を登録します。

不動産が仮登録のため、手入力簿価と仕訳から算出された簿価が異なり「！」が表示

対象不動産の「編集」ボタン押下で、登録/編集スライドインを表示し、対応する信託財産(不動産)の詳細を登録します。

仕訳後「仮登録」状態になるので、信託財産一覧画面で購入した不動産の所在地・面積や、有価証券の数量・価額等必要な事項を記載し、「登録済」状態にします。

売却した信託財産の削除

「財産管理＜信託財産一覧画面＞で信託財産を削除します。

左図同様に、対象不動産の「編集」ボタン押下で、登録/編集スライドインを表示し、「売却による削除」を選択、対応する信託財産(不動産)を削除します。

財産状況報告書(参考資料)等を作成